

米原市立米原中学校体育文化後援会 会則

昭和 63 年 4 月 15 日改正

平成 28 年 4 月 22 日改正

平成 29 年 4 月 27 日改正

平成 30 年 2 月 26 日改正

令和 元年 5 月 11 日改正

第 1 条（名称及び所在地）

本会は、米原中学校体育文化後援会と称し、事務局を米原中学校に置く。

第 2 条（目的）

本会は、米原中学校の体育文化の振興を図り、体育文化活動を支援することを目的とする。

第 3 条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 体育文化活動（生徒活動と部活動）の助成
- 2 教育環境の整備充実の助成
- 3 その他、生徒の健全育成に必要と認める事業

第 4 条（会員）

本会の会員は、次のとおりとする。

- 1 号会員 米原中学校生徒の保護者
- 2 号会員 本会の趣旨に賛同する者

第 5 条（役員）

本会には、下記の役員をおく。

- 1 会 長 1 名
- 2 副会長 2 名
- 3 理 事 各自治会より 1 名（自治会長もしくは自治会長の推薦するもの。）
- 4 地区委員 各字ごとに保護者若干名
- 5 庶務会計 2 名
- 6 会計監査 2 名

第 6 条（役員の任期）

役員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、新年度役員が選出されるまで、前年度の役員がその職を務めるものとする。

第 7 条（役員を選出）

理事を除く役員を選出は、前年度の地区委員会で役員候補者を推薦し、当該年度の理事会および地区委員会で承認を得るものとする。

第 8 条（組織）

本会の目的達成のため、「自治会の部」と「保護者の部」を設置し、本会の組織を別表「米原中学校体育文化後援会組織表」のとおりとする。

第 9 条（理事及び理事会）

理事は「自治会の部」の代表者として理事会で本会の運営に必要なことを協議する。理事会は、会長

が招集するものとする。

第10条（地区委員および地区委員会）

地区委員は「保護者の部」の代表として地区委員会で本会の運営に必要なことを協議する。また校内外の行事や研修会などに積極的に参加するものとする。なお、地区委員会は、会長が招集する。

第11条（会計）

本会の経費は、1号会員から徴収した体育文化活動費と1・2号会員からの寄付金をもってこれに充てる。

第12条（決算）

本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとし、決算報告を地区委員会および理事会で行うものとする。

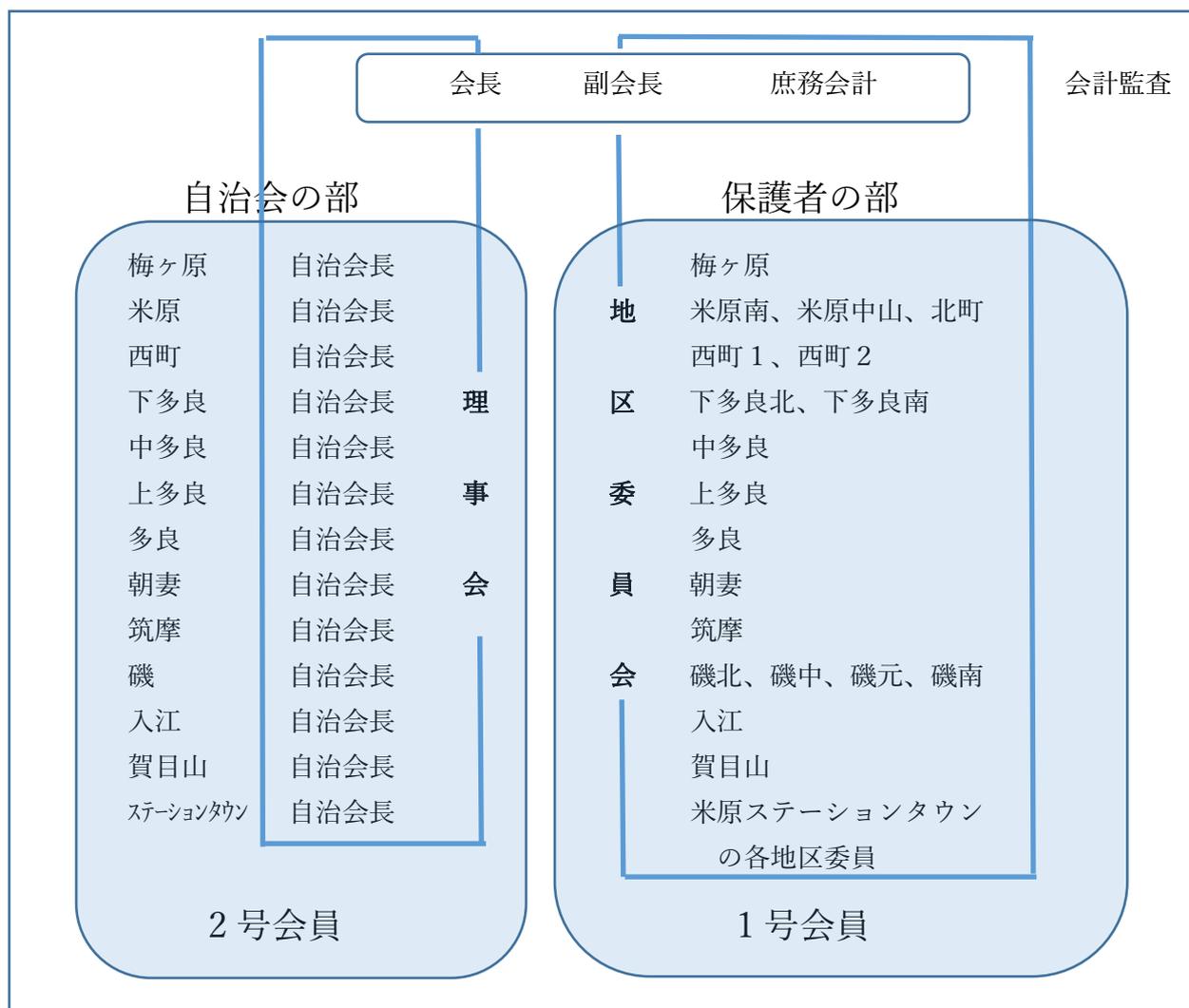
第13条（会則の改正）

会則の改正は、理事会および地区委員会において審議し、それぞれの会の承認を得るものとする。

第14条（雑則）

本会の運営に必要な細則は、別に定め、改正は会則の改正に準ずるものとする。

別表「米原中学校体育文化後援会組織表」



米原中学校体育文化後援会 細則

1 会費等の金額

- ① 1号会員および2号会員の会費は、原則一口以上とし、一口年額500円を毎年6月に納入する。
- ② 保護者（1号会員）については、会費とは別に体育文化活動費として生徒一人につき年間4,000円（400円×10ヶ月）を徴収する。

2 会費（寄付金）の集金方法

地区委員が中心となって趣意書の配布と集金を行うことを基本とするが、自治会によってはこの限りではないものとする。

3 地区委員の選出

- ① 地区委員は、米原中学校生徒の保護者より選出する。
- ② 選出数については、各地区1～2名を基本とするが、若干の変動は可とする。

4 役員の選出

- ① 会長・副会長については、年度末の地区委員会で候補者を選定し、次年度当初の地区委員会および理事会で承認を得て決定する。
- ② 庶務会計2名のうち1名は、会長が当該年度の地区委員の中から候補者を選定し、地区委員会および理事会で承認を得て決定する。
もう1名は、会長が米原中学校教頭を委嘱する。

5 慶弔

本会として慶弔は行わない。